

## 緑の募金公募事業交付金交付要領

(公社)島根県緑化推進委員会

第1条 (公社)島根県緑化推進委員会(以下「県緑委」という。)が、森林の整備、緑化の推進及び森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力を行う者を支援するため交付する交付金については、「島根県緑の募金実施要綱」に規定するもののほか、この要領の定めるところとする。

第2条 県緑委が交付する交付金の対象となる事業の内容及び事業者等は別表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

第3条 交付金の交付を受けようとする者(以下「事業者」という。)は、交付申請書(様式第1号)を別に定める期日までに市町村担当課長を経由して、県緑委会長に提出するものとする。

2 市町村担当課長は、提出された申請書の内容を審査し、適正と認めた場合は県緑委会長に送付するものとする。

3 県緑委会長は送付された申請書の内容を審査し、適正と認めた場合は、運営協議会の意見を聞いて交付額を決定するものとする。

4 県緑委会長は、交付決定額を事業者に通知するとともに、決定通知書の写しを市町村担当課長に送付するものとする。

5 事業者は、交付決定通知書に付された条件等に従い、事業を適切に実施するものとする。

6 市町村担当課長は、事業の実施について事業者を指導・助言するものとする。

第4条 事業者が次に掲げる変更を生じた場合は、変更承認申請書(様式第2号)を市町村担当課長を経由して県緑委会長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 事業の中止または廃止

(2) 交付決定額の30%を越える減

(3) 事業実施場所の変更

2 提出された変更承認申請書の取り扱いについては、前条を準用する。

第5条 事業者が概算払の請求をしようとするときは、概算払請求書(様式第3号)を市町村担当課長を経由して県緑委会長に提出するものとする。

第6条 事業者は事業を完了したときは、速やかに実施報告書(様式第4号)を市町村担当課長を経由して県緑委会長に提出するものとする。

2 市町村担当課長は、提出された実施報告書等により実績を確認するとともに、その結果及び実施報告書を県緑委会長に送付するものとする。

第7条 事業者は事業に係る収入及び支出を明らかにした書類及び帳簿等を備えるとともに、これらの書類等を当該事業の完了した年度から3年間は保存しなければならない。

### 附 則

1、 この事業の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

1、 この要領は平成13年4月1日施行

1、 この要領は平成14年8月1日改正

1、 この要領は平成15年9月18日改正

1、 この要領は平成18年4月1日改正

1、 この要領は平成20年4月1日改正

1、 この要領は平成21年9月9日改正

1、 この要領は平成24年4月2日改正

1、 この要領は平成24年12月1日改正

1、 この要領は平成26年2月26日改正

1、 この要領は平成29年11月9日改正

1、 この要領は平成30年11月6日改正

緑の募金公募事業交付金交付要領「別表」

事業種目	森林整備事業		緑化事業		進事業		国際緑化協力事業
	環境緑化事業	緑化普及事業	環境緑化事業	緑化普及事業	環境緑化事業	緑化普及事業	
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益的機能の維持・増進を図るための森林づくりを目的とした森林整備</li> <li>・森林・林業作業の体験・研修等を目的とした森林整備</li> <li>・児童・生徒の活動の場づくりを目的とした学校林・体験学習の森の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の環境保全等を目的とした憩いの場、酒場の場等の緑化</li> <li>・心豊かな人間形成を図るための校内や学校周辺等の環境緑化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の緑化意識の普及・啓発を目的としたイベント等の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で森林整備事業・環境緑化事業を実施する団体等の支援</li> </ul>			
事業者	市町村緑化推進委員会 地域住民団体(婦人会、老人会を含む) 法人 自治会(公民館を含む) 学校(P.T.Aを含む) 森林ボランティア団体等	市町村緑化推進委員会 地域住民団体(婦人会、老人会を含む) 法人 自治会(公民館を含む) 学校(P.T.Aを含む) 森林ボランティア団体等	市町村、市町村緑化推進委員会 地域住民団体(婦人会、老人会を含む) 法人 自治会(公民館を含む) 学校(P.T.Aを含む) 森林ボランティア団体等	県 市町村 市町村緑化推進委員会 任意団体(県内) 学校等			
採択基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業地は0.1ha以上とし、原則として1箇所とする。</li> <li>・事業地の育成管理は、事業者が一定の期間(5年以上)行うことが確実であること。</li> <li>・事業地は所有地、公共用地、又は継続使用可能な用地で、地域住民等が多数集まる場所であること。</li> <li>・事業地は当該事業内容に合致した利用がなされること。</li> <li>・事業は努めてボランティアで行うこと。(やむを得ない作業に限り委託できる)</li> <li>・標柱を設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業地の育成管理は、事業者が一定の期間(5年以上)行うことが確実であること。</li> <li>・事業地は所有地、公共用地又は継続使用可能な用地で、地域住民等が多数集まる場所であること。</li> <li>・事業地は当該事業内容に合致した利用がなされること。</li> <li>・事業は努めてボランティアで行うこと。(やむを得ない作業に限り委託できる)</li> <li>・標柱を設置すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における緑化の推進または緑の募金の普及啓発に、直接効果のあるイベント</li> <li>・講習会等の開催であること。</li> <li>・多数の参加が見込まれること。</li> <li>・「緑の募金」のノボリ、看板等を掲げること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容が森林整備事業または緑化推進事業に係るものであること。</li> <li>・事業計画が適正で、実効性が確保されていること。</li> <li>・標柱を設置すること。</li> </ul>			
交付対象経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙1に示す内容を交付対象経費とする。</li> <li>・学校林・体験学習の森の整備については、体験学習に必要な案内板、樹木名版、巣箱の設置等の経費を含むことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙1に示す内容を交付対象経費とする。</li> <li>・学校内の緑化などについては、学習に必要な案内板、樹木名版、巣箱の設置等の経費を含むことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙1に示す内容を交付対象経費とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙1に示す内容を交付対象経費とする。</li> </ul>			
交付限度額または補助率	50万円以内 ※植栽面積・植栽本数・参加人数等が大規模の場合は別途協議	50万円以内 (同左) ※学校内などの緑化、森林環境学習等に資する事業は30万円以内	事業費の1/2以内 (交付額は50万円以内)	事業費の1/2以内、 (交付額は50万円以内)			

(別紙1)

## 緑の募金公募事業における交付対象経費等

### 1. 森林整備事業・環境緑化事業・国際緑化協力事業

対象経費	説明
A 苗木費	・基本的にはボランティア等が自ら植栽可能な中低木
B 伐開費	・笹や灌木等で被われており事業遂行上必要な場合
C 下草刈り等の保育費	・本事業により植栽した樹木の保育を3年間対象とする
D 植栽資材費	・客土、元肥、土壌改良材、その他特に必要と認められる資材
E 支柱資材費	・支柱、横木、ハツ掛(竹)、その他特に必要と認められる資材
F 機材費	・鎌、鍬、鋸、鉋、スコップ、枝打ちハシゴ、安全带、ヘルメット、手袋、その他特に必要と認められる機材
G 機材賃貸等費	・チェーンソー、刈払機等の借上料、燃料費
H 作業路敷設費	・幅2m程度
I 謝金等費	・講師、指導者、技術者等への謝金、旅費
J 交通費	・事業参加者等の輸送に係る車両の借上料、苗木の運搬用車両の借上料
K 保険費	・傷害保険料
L 標柱費	・緑の募金事業である旨を標示したもの(必須)
M 委託費	・事業実施のため、高度専門的な知識・技術が必要な場合の業務委託料
N 諸経費	・事業実施のための通信費等、ただし、次の計算式により算出された金額以内 $(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M) \times 0.95 \times 0.03$ (小数点以下切り捨て)

### 2. 緑化普及事業

対象経費	説明
A 謝金	・講師、指導者、技術者等
B 旅費	・講師、指導者、技術者等
C 宿泊費	・講師、指導者、技術者等
D 会場費	・借上料、設営経費
E 資材費	・器具、用具、木工用資材、苗木代等
F 交通費	・事業参加者等の輸送に係る車両の借上料
G 保険費	・傷害保険料
H 事務費	・印刷費、通信費、文具費等

# 平成 31 年度「緑の募金公募事業」募集要領



「緑の募金公募事業」は、「緑の募金」を活用して実施する事業です。  
この事業は、県民からの家庭募金、企業・団体からの募金、各職場からの募金等を原資としています。  
事業に応募される団体におかれては、この募金の性格を認識していただき、募金者の「緑化活動」への願いを実現していただくよう積極的にご応募いただきますとともに、募金運動へのご協力をお願いします。

公益社団法人 島根県緑化推進委員会

## 平成31年度 緑の募金公募事業募集要領

緑の募金公募事業は、住民の皆様や関係者が自らの力で取り組まれる緑化活動を支援します。

この事業の原資は、家庭や県内企業・団体などの善意による「緑の募金」でまかなわれています。多くの地域、多様な皆さんからの応募をお待ちしています。

また、善意の募金が原資であることを認識し、経費の節減に努めながら最大の効果が上がるよう努めてください。

「緑の募金公募事業」については、「緑の募金公募事業交付金交付要領(以下「交付要領」)」に規定するもののほか、この募集要領の定めに従ってください。

### 1 申請者の条件

次の要件を備えた島根県内の団体、法人、グループ等とします。

- (1) 明確に「緑化」を目的とし、政治や宗教的宣伝又は営利活動を目的としないこと
- (2) 申請した事業を自主的、組織的な活動をもって完遂することができること
- (3) 交付金の使途に係る条件順守が確実であること
- (4) 規約、会員名簿等を備え、活動実績又は活動計画があること

### 2 募集対象事業

区 分	事 業 内 容
森 林 整 備 事 業	① 森林の保全・公益的機能の増進のための整備 ② 一般県民等の参加により実施する模範的な森林整備 ③ 学校林等の整備 など
環 境 緑 化 事 業	① 地域住民の参加を前提とした身近な環境緑化の推進 ② 青少年の環境教育、緑化活動の促進 など
緑 化 普 及 事 業	① イベント開催などによる緑化運動の普及、啓発活動 ② 緑化に関する知識・技術の向上や森林づくりを通じた地域の活性化、都市との交流促進 など
国際緑化協力事業	① 海外に於ける砂漠化防止などのための森林整備活動等

### 3 事業の実施に係る留意事項

- (1) 採択に際しては、新規事業、新規応募団体を優先します。  
また、他の助成事業等と重複申請している場合は採択しない場合があります。
- (2) 本事業は、自主的な緑化活動のきっかけづくりを支援するもので、原則として継続事業(3年を超える事業)については、不採択又は交付金を減額することがあります。
- (3) 事業の実施に当たっては、申請者の無償の労力提供を原則としています。ただし、専門的な知識・技術が必要な場合は事業費の50%以内で外部委託できます。  
(学校等での事業実施にあたってはこの限りではありません。事前に当委員会へご相談ください。)
- (4) 事業地は、申請者の所有する土地、公共用地及び地権者との貸借関係が明確になっている借地等とします。
- (5) 事業内容を変更する場合は、必ず事前に当委員会へ相談してください。
- (6) 事業完了後は、実施報告書を速やかに提出してください。なお、添付する支出が証明

できる証拠証券(写)は以下のとおりです。

(日付、金額、実施する団体の宛名、商品名、発行者名、領収印が必要。簡易な商品は、レシートでも可)

(7) 交付金に係る収入、支出を明らかにした帳簿、証拠書類を3年間保管してください。

(8) 事業実施に当たっては、報道機関へ取材を要請し、「緑の募金事業」のPRに努めてください。

(9) 各種イベントで苗木の配布を行う場合は、併せて緑の募金活動も実施してください。

#### 4 募集の期間

平成30年12月3日(月)から平成31年1月31日(木) (必着) までとします。

なお、交付決定の通知は平成31年3月中下旬に行います。

#### 5 事業実施期間

事業は、平成31年4月1日から平成32年3月31日の間に実施してください。(概算払請求は2月28日まで)

#### 6 交付金の限度額

交付要領別表において、交付金の限度額を50万円としていますが、予算規模及び応募件数等により実際の交付金額は減少することがあります。

なお、少額でも必要と認められれば交付可能です。

#### 7 交付対象経費

(1) 交付の対象となる主な経費は、交付要領別紙1のとおりです。同別紙1に記載されている「その他特に必要と認められる資材・機材」の購入等については、事前に当委員会へ相談してください。

(2) 事業費の積算に当たっては、別紙「植栽工事・支柱工事の単価表(別紙1)」を参考とし、地域の実勢価格等によって算出してください。

(3) 苗木を購入する場合は、緑化推進になじみ、適切な大きさ、価格であることが必要です。果樹苗は不可とします。なお、苗木のあっせんは当委員会でも行っています。

(4) 次の経費等については、交付の対象外です。

◎参加者(ボランティア)の労賃(日当)・飲食費(ただし、作業時の飲料水代は交付対象としますので、諸経費の中で計上してください。)

◎個人の資産の形成につながる資材等の購入

◎草花購入費及び花壇の造成費

#### 8 問い合わせ先

公益社団法人 島根県緑化推進委員会

〒690-0886 松江市母衣町55番地 島根県林業会館内

電話 0852-21-8049 FAX 0852-21-8231

Eメール: info@shimane-green.or.jp

ホームページ: <http://www.shimane-green.or.jp/>

↑ 要領・様式はこちらからダウンロードできます

※本事業は、この「募集要領」のほか、「島根県緑の募金実施要綱」、「緑の募金公募事業交付金交付要領」により実施していますので合わせてご確認ください。

(別紙1)

## 植栽工事・支柱工事等の単価表(参考)

## 1. 森林整備事業・環境緑化事業・国際緑化協力事業

作業種等	内容	形状・寸法・規格	単価(内税)
苗木費	建設物価, 県森林組合連合会単価による。		
伐開費	笹, 灌木, 笹灌木 植生被覆率30%以上		2,016円/100㎡
保育費	過年度分(植栽後3年間)		1,000円/100㎡
植栽資材費	客土	H=50cm未満	202円/本
	元肥	H=50cm~100cm未満	262円/本
	土壌改良材	H=100cm~200cm未満	499円/本
支柱資材費	支柱	添え柱形 H=150cm未満	62円/本
		添え柱形 H=150~250cm未満	209円/本
		布掛形 H=300cm未満	200円/本
	横木	2脚鳥居支柱(添木なし) C=20cm~30cm未満	1,166円/基
		2脚鳥居支柱(添木つき) C=30cm未満	2,166円/基
		ハツ掛(竹) C=20cm未満	1,226円/基
機材費	鎌	草刈鎌片刃	2,100円/挺
	鍬	造林鍬	5,800円/挺
		バチ鍬	5,100円/挺
	鋸	枝打鋸	1,900円/挺
	ナタ	腰ナタ	6,000円/挺
	スコップ	ショベル丸形	2,200円/挺
	枝打ハンゴ	2m	18,000円/梯
	安全帯	林業用	6,000円/帯
ヘルメット	林業用	1,600円/箇	
機材賃貸等費	チェーンソー	エンジン式 刃付き	2,800円/日
	刈払機	エンジン式 刃付き	2,000円/日
作業路敷設費	W=2.0m L=10m	地山勾配 15%	10,300円/2.0m・10m
		20%	14,100円/2.0m・10m
		25%	19,600円/2.0m・10m
謝金等費(講師、指導者、技術者)	謝金		10,000円/人
	旅費、宿泊費		実費
保険費	傷害保険料		必要な額
標柱費	木柱「緑の募金事業である旨表示すること」 (別紙2標柱記載例参照)		20,000円/本

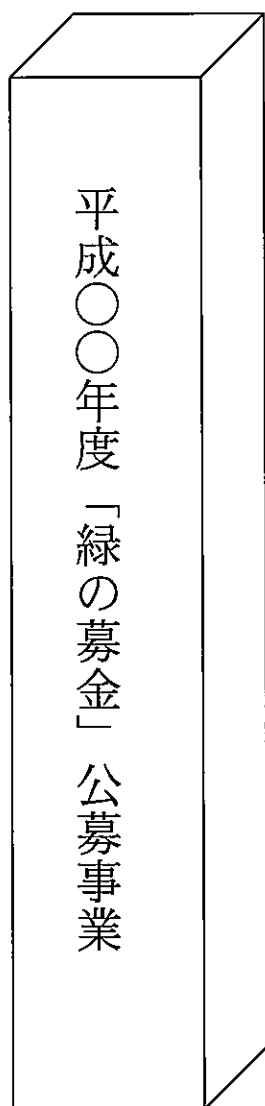
## 2. 緑化普及事業

作業種等	内容	形状・寸法・規格	単価(内税)
講習会等	謝金、旅費、宿泊費		実費
	会場費	借上料, 設営費	必要な額
	資材費	器具, 用具代, 緑化普及苗木	
	交通費	人員輸送車借上料	
	保険費	傷害保険料	
	事務費	日用品, 印刷費, 通信費, その他	

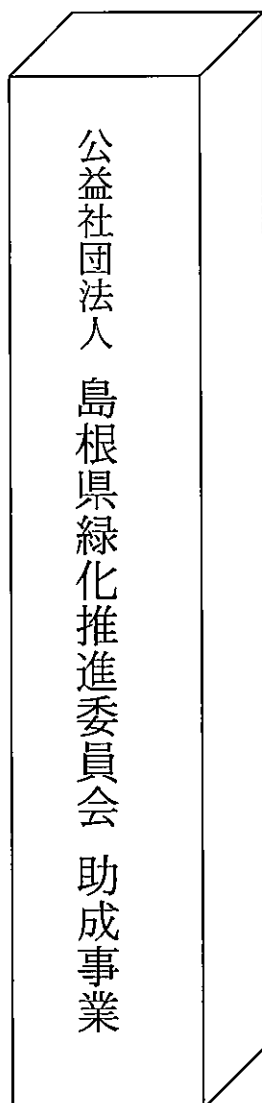
(別紙 2)

## 標柱記載例

A 面



B 面



C 面

